

1 交通ルール

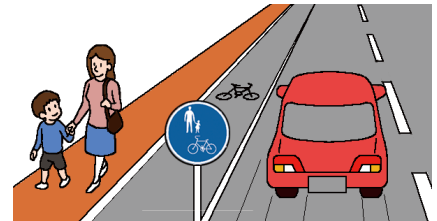
道路は、多くの人や車が通行します。安全、円滑に通行できるように交通規則を守り、交通マナーを実践することは社会人の義務です。

1-1 歩くときに心がけるべきこと

(1) 通行するとき

人は右、車は左の対面通行が基本

- ・ 道路の右端を通行します。
- ・ 歩道や路側帯があるときは、そこを通ります。



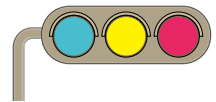
(2) 横断の方法

安全な場所を横断

- ・ 信号機のある場所や横断歩道、横断歩道橋、横断用地下道が近くにあるところでは、そこを横断します。
- ・ 「歩行者横断禁止」の標識があるところは、絶対に横断してはいけません。
- ・ 横断歩道では、手を上げたり、運転者に顔を向けたりするなどして運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断します。
- ・ 横断中も車が来ないか確かめます。

信号機の意味

- ・ 青色の灯火：進めます。
- ・ 黄色の灯火・青色の灯火の点滅：横断を始めてはいけません。横断中なら速やかに横断するか、横断をやめて引き返します。
- ・ 赤色の灯火：横断してはいけません。
- ・ 押しボタン式信号機の場合：ボタンを押して、青信号に変わったのを見てから横断します。



信号機のない場所を横断するとき

- ・ 右・左がよく見渡せるところで、横断します。
- ・ 渡る前に一度立ち止まり、右・左をよく見て車が来ていないか確かめます。車が近づいてくるときには、車が通り過ぎるまで待ちます。
- ・ 横断中も車が来ないか確かめながら、まっすぐ進みます。斜めに横断してはいけません。

踏切の通り方

- ・ 踏切の手前で必ず立ち止まり、右・左の安全を確認します。
- ・ 警報機が鳴っているときや遮断機が下り始めてからは、絶対に踏切に入ってはいけません。

(3) 夜間に道路を歩くとき**明るい色の服装と反射材の着用**

夜間に道路を歩くときは、白や黄色の明るい色の服装にするとともに、反射材用品やLEDライトを体や持ち物につけ、車からよく見えるようにしましょう。

1-2 自転車に乗るときに心がけるべきこと**(1) 自転車の通行ルール「自転車安全利用五則」の遵守****第1則 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先**

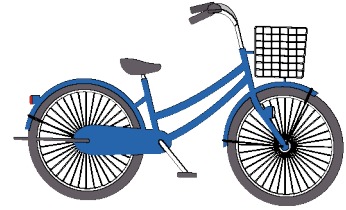
- ・ 自転車は車両であり、原則として車道の左側に寄って通行します。
- ・ 自転車道があるところでは、自転車道を通行します。
- ・ 道路の左側にある路側帯を通行することはできますが、歩行者の通行を妨げてはなりません。
- ・ 歩道通行可を示す標識などがある歩道は、自転車で通行することができます。
- ・ 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体の不自由な人は、歩道を自転車で通行することができません。
- ・ 歩道を通行できる場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で徐行して通行しなければなりません。
- ・ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止しなければなりません。

第2則 交差点では、信号と一時停止を守って、安全確認

- ・ 信号機のある交差点では、信号が青になってから安全を確認し、横断しましょう。
- ・ 一時停止することとされている交差点では、必ず一時停止をして、安全を確認しましょう。

第3則 夜間はライトを点灯

- ・ 夜間はライトをつけなければなりません。
自転車に乗る前にライトがつくか点検しましょう。

**第4則 飲酒運転は禁止**

- ・ お酒を飲んだら、絶対に自転車を運転してはいけません。

第5則 ヘルメットを着用

- ・ 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- ・ 他の人を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

子どもの保護者は、子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

その他のルール

- ・ 二人乗りや並進はやめましょう。
- ・ 運転中に傘を使用したり、携帯電話を使用したりしてはいけません。
- ・ 自転車事故による損害補償責任や、自分のけがには保険で備えることができます。このうち特に、損害賠償責任を補償する「自転車損害賠償責任保険等」は、東京都や大阪府など、多くの地域で加入しなければならないので注意してください。

詳細は次のウェブサイトを確認してください。

<https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/promotion/index.html>

**(2) 交差点の通り方****右折するとき**

- ・ 信号機があるとき
青信号で、交差点の左側に沿って向こう側の角まで直進し、止まって向きを変えます。対面する信号が青色になってから、前後左右の安全を確認して直進します。
- ・ 信号機がないとき
後ろの安全を確かめ、道路の左端に沿って向こう側まで直進し、安全を確かめて右に曲がり直進します。

左折するとき

左折した先の道路を横断中の歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

自転車横断帯がある場所

交差点やその近くに自転車横断帯がある場合は、そこを通行します。



1-3

特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)を運転するとき

- 特定小型原動機付自転車を運転するのに、運転免許は必要ありませんが、16歳未満の者が運転することは禁止されています。
- 大きさや構造などの基準を満たさなければ、運転免許が必要な乗り物になるので注意が必要です。
- ナンバープレートの取付けや自賠責保険(共済)への加入が必要です。
- 道路では、原則として、左側端に寄って通行しなければならず、右側を通行してはいけません。
- 信号や標識を守って運転しなければなりません。
- お酒を飲んだら、絶対に運転してはいけません。
- お酒を飲んだ人に特定小型原動機付自転車を貸したり、飲酒運転するおそれのある人にお酒を勧めたりしてはいけません。
- 二人乗りや並進をしてはいけません。
- 運転中に傘を使用したり、携帯電話を使用したりしてはいけません。
- 交通事故が起きたときは、運転をやめて、負傷者を救護し、警察官に交通事故を報告しなければなりません。
- 特定小型原動機付自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



詳細は、次のウェブサイトを確認してください。

<https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/index.html>



1-4 自動車（オートバイを含む）を運転するとき

- 自動車を運転するには、運転免許を受けなくてはなりません。
- 違反行為や交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、運転免許証を提示しなければなりません。
- 道路の左側を通行しなければなりません。
- 歩行者や自転車のそばを通るときは、安全な間隔を空けたり、徐行したりしなければなりません。
- お酒を飲んだら、絶対に自動車を運転してはいけません。
- お酒を飲んだ人に自動車を貸すこと、自動車を運転する人にお酒を勧めること、お酒を飲んだ人に運転を頼むこともしてはいけません。
- 自動車を運転するときは、シートベルトを着用しなければなりません。また、同乗者もシートベルトを着用しなければなりません。
- 6歳未満の子どもは、チャイルドシートを使用しなければなりません。
- 自動車を運転するときは、携帯電話を使用してはいけません。
- オートバイを運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらなければなりません。



詳細は次のウェブサイトを確認してください。

<https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/index.html>



2 運転免許

日本で自動車（オートバイを含む）や原動機付自転車を運転する方法は次の3つです。

- ① 日本の運転免許の取得
- ② 国際運転免許証による運転
（ジュネーブ条約締結国が発給し、かつ、定められた様式に合致したもの）
- ③ 外国運転免許証に大使館等作成の日本語の翻訳文を添付した運転
（スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の6か国・地域）

※ モペットは、原動機付自転車に当たるため、①～③のいずれかの方法で運転することが必要です。

※ ②と③の運転免許証で運転できるのは、長くて1年です。

詳細は次のウェブサイトを確認してください。

<https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/index.html>



2-1 日本の運転免許の取得

- ・ 日本の運転免許を取得するには、次の方法があります。

- ① 日本の運転免許試験を受験して運転免許を取得する方法
 - ・ 運転免許センターなどで、技能試験、学科試験、適性試験（視力等）を受けて合格する必要があります。
 - ・ 自動車学校（指定自動車教習所）を卒業すると、技能試験が免除されます。
- ② 外国の運転免許から日本の運転免許へ切り替える方法
 - ・ 外国の運転免許を持っている人は、運転についての必要な知識・技能などを確認し、運転することに支障がないと認められれば、学科試験と技能試験が免除されます。
 - ・ 外国の運転免許を取得後、その国に3か月以上滞在していたことが条件です。
 - ・ 申請は、住んでいる都道府県の警察の運転免許センターなどに行います。
 - ・ 申請に必要な書類などは、警察の運転免許センターなどに問い合わせてください。

2-2 日本の運転免許証の更新など

運転免許証の更新

- ・ 日本の運転免許証には有効期限があります。
- ・ 運転免許証記載の住所に、更新手続きに必要なことが書かれたはがきが届きます。期限内に更新手続きを行ってください。
- ・ 更新を受けないと、運転することができなくなります。



運転免許証の住所などの変更

- ・ 運転免許証に書かれている氏名、住所などに変更があったときは、最寄りの警察署などで変更手続きを行ってください。
- ・ 必要な書類など、詳しいことは最寄りの警察署に問い合わせてください。

2-3 運転免許の点数制度

- ・ 交通違反や交通事故を起こした場合、一定の点数が付きます。
- ・ 過去3年間の合計点数に応じて、運転免許の停止や取消しなどの処分を受けることがあります。

3 自動車（オートバイを含む）の保有

3-1 自動車の登録

自動車の登録を受けないと、その自動車を使うことができません。

また、登録を受けている自動車の所有者の名前や住まいなどに変更があるときや日本で使わなくなるときにも登録手続きが必要です。

(1) 登録手続きが必要なときと登録手続きの名前

使われていない自動車の登録手続き

- ・ 使われていない自動車を使い始めるとき → 新規登録

使われている自動車の登録手続き

- ・ 自動車の所有者の名前や住まいなどに変更があるとき → 変更登録
- ・ 自動車の所有者が変わるとき → 移転登録
- ・ 自動車を解体するときや自動車を輸出するとき → 抹消登録

(2) 登録手続きを行える場所と問合せ先

- ・ 登録手続きは、全国 91 か所の運輸支局や自動車検査登録事務所で行うことができます。
- ・ 登録手続きについてわからない点は自宅近くの運輸支局や自動車検査登録事務所に問い合わせてください。

全国の運輸支局の案内

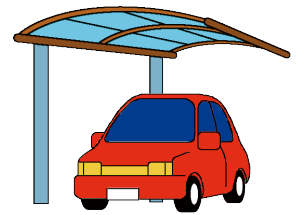
<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>



3-2 車庫証明

自動車を持つに当たっては、自動車の所有者は自動車の保管場所を確保する必要があります。

そのため、自動車を購入したときや、引越しなどで住所を変更した場合などに、自動車の登録をする手続の際に保管場所として確保した場所の位置を管轄する警察署長から、自動車の保管場所証明書（車庫証明書）の交付を受ける必要があります。



軽自動車については、保管場所の位置を管轄する警察署長への届出の必要があります。

なお、こうした手続が必要となるのは、軽自動車は東京都の23区、一部の市です。それ以外の自動車は東京都の23区、市、町、一部の村です。

詳しい車庫証明書の交付手続は、保管場所（駐車場）の位置を管轄する警察署に問い合わせてください。

3-3 自動車（一部のオートバイを含む）の検査

- 自動車を持っている人は法律で定められた一定期間ごとに自動車の検査（車検）を受けなければなりません。
- 車検を受ける方法は次の2つです。

① 整備工場へ車検を依頼する場合

日本では現在約9割の人が車検を整備工場へ依頼しており、自動車の整備や検査を自分で行わないことが一般的です。車検の依頼については、最寄りの青色の看板（指定工場）、黄色い看板又は緑色の看板（認証工場）を掲げる整備工場へ相談してください。

② 自分で車検を受ける場合

日本では、現在約1割の人が自分で車検を受けています。この場合、国の施設である運輸支局等へ自動車を提示して検査を受ける必要があります。このような車検を受けることができる運輸支局等は全国に93か所（軽自動車の場合は89か所）あります。この場合、必要な整備等は自分で行うことになります。自分で行う車検の手続については最寄りの運輸支局等へ問い合わせてください。

全国の運輸支局の案内

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>



軽自動車の案内

https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000134.html



- 車検に合格すると有効期間のついた車検証と検査標章（ステッカー）が発行されますので、ステッカーを自動車の前面ガラス（オートバイの場合はナンバープレートの左上部）に貼付し、自動車を運行するときは必ず車検証を携帯してください。

3-4 自動車保険

(1) 自賠責保険（共済）

自賠責保険（共済）とは

- 交通事故による被害者を救済するため、車やオートバイを含む全ての自動車に加入が必要な強制保険です。
- 交通事故で相手にけがをさせたときや相手を死亡させたときに、自賠責保険（共済）から保険（共済）金を支払います。
- 法律により、自賠責保険（共済）に加入していない車やオートバイ（電動キックボードを含む）を運転することはできません。違反した場合、罰則があります。
- 自賠責保険（共済）に加入すると証明書が発行されますので、自動車を運行するときは必ず証明書を携帯してください。なお、排気量が250cc以下のオートバイには保険（共済）標章（ステッカー）も発行されますので、ナンバープレートの左上部（原動機付自転車の場合はナンバープレートの見やすい部分）に貼付してください。
- 自賠責保険（共済）に加入せずに交通事故で相手にけがをさせたり相手を死亡させたりした場合は、多額の治療費や慰謝料を自分で支払わなければなりません。
- 自動車の事故により、重度の後遺障害を負った場合など一部のケースでは、ナスバ（National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid）からの介護費用等の支援を受けることができる場合もあります。詳細は、ナスバに相談をしてください。

詳細は次のウェブサイトを確認してください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>



自賠責保険（共済）に加入するには

- 自賠責保険（共済）は、次の取扱店で加入することができます。

- ① 保険会社（共済組合）の支店、代理店 など
- ② 車やオートバイの販売店 など
- ③ 原動機付自転車やオートバイについては、郵便局（一部取扱いのない局もあります）のほか、一部の保険会社（共済組合）では、インターネットやコンビニエンスストア

※ 加入手続について不明な点は、最寄りの取扱店に問い合わせてください。

(2) 任意保険（共済）

自賠責保険（共済）に加入していたとしても、物損事故（車などの物が壊れた場合）などは保険金の支払の対象にはなりません。

このため、自賠責保険（共済）で支払の対象とならない部分を補う「任意保険（共済）」があります。

自賠責保険（共済）と任意保険（共済）の違い

	自賠責保険（共済）	任意保険（共済）
加入方法	強制加入	任意加入（民間の保険会社（共済組合）など）
補償対象	・対人賠償のみ	・対人賠償 ・対物賠償 ・人身傷害 ・車の補償 など、 契約により様々
補償額	上限あり	上限は契約によって様々

4

交通事故が発生した場合の対応

4-1 車両の運転の停止

- ・ 直ちに車両の運転をやめてください。
- ・ 他の交通の妨げにならないように、車両を路肩や空き地などの安全な場所に移動させます。

4-2 救急・警察への通報



- ・ 負傷者がいる場合は、救急車（電話番号：119番）を呼びます。
- ・ 救急車が来るまでは、負傷者を不必要に動かさず、オペレーターの指示に従い、止血などできる範囲の救護措置をしてください。
- ・ 負傷者がいるかいないかにかかわらず、警察（電話番号：110番）に通報する必要があります。
- ・ 警察官が来るまで、事故現場から立ち去ってはいけません。
- ・ 警察官が到着したら、事故の状況を報告し、現場の確認をしてもらいます。



4-3 医師の診断

- ・ 事故発生時には、けがをしていない、軽傷などと思っていなくても、後に重いけがであったことがわかる場合があります。
- ・ 速やかに医師の診断を受けておいたほうがいいでしょう。

詳細は次のウェブサイトで確認してください。

<https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/index.html>



4-4 交通事故証明書の申請

- ・ 交通事故後に様々な支援を受けるための手続きに「交通事故証明書」が必要になることがあります。
- ・ 「交通事故証明書」は、自動車安全運転センターに申請して取得することができます。申請の手続きは、事故の届出をした警察署に問い合わせてください。
- ・ なお、警察に届出をしていない事故の「交通事故証明書」は申請することができません。交通事故が発生したら必ず警察に通報してください。

自動車安全運転センター

<https://www.jsdc.or.jp/center/tabid/106/Default.aspx>

